

届出手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付ける時の事務費用	一切申し受けません。
求人・求職の申込みを受理したとき以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の内定書や労働条件通知書に記載された期間（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間）で支払われる賃金の50%以内 手数料負担者は、求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	報酬金：以下の①、②のいずれか一方又は両方（対象職種、案件により決定する。） 定額報酬：年額500万円以内（契約期間中において年払い又は月払い。） 成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の内定書や労働条件通知書に記載された期間（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間）で支払われる賃金の100%以内 手数料負担者は、求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金：100万円以内（金額は対象職種、案件により決定する。） 活動費用：1日当たり5万円以内（金額は対象職種、案件により決定する。） 報酬金：以下の①、②のいずれか一方又は両方（対象職種、案件により決定する。） ①定額報酬：年額500万円以内（契約期間中において年払い又は月払い。） ②成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の内定書や労働条件通知書に記載された期間（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間）で支払われる賃金の50%以内 手数料負担者は、求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬：職業紹介が成功した場合において、当該求職者の内定書や労働条件通知書に記載された期間（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間）で支払われる賃金の50%以内 手数料負担者は、求人者及び関係雇用主とします。
返戻金制度に関する事項	当社の紹介斡旋により入社した求職者について、入社日から1カ月以内（但し、申込書・契約書等で別途定めた場合は当該定めによる）に専ら求職者の責に帰すべき事由により退職するに至った場合（解雇の場合は含まない）、求人者から支払いを受けた手数料を一定料率で返金するものとする。 返戻金の額は、求人者と個別に定め、申込書または人材紹介に関する契約書に記載するものとする。

上記手数料は、消費税が含まれておりません。

許可番号 34-ユ-300026

事業所の名称及び所在地

有限会社デイズ 広島県府中市高木町318-1